

学校法人 神戸女学院
理事長 森 孝一 殿

要 求 書

2012年8月8日
神戸女学院大学教職員組合
委員長・石川康宏

学院教学の充実、教育機関にふさわしい経営の発展に対する日頃のご努力に敬意を表します。

6月22日に実施されました2012年度組合総会の総意（組合員総数99名、出席者43名、出席者を除く委任状提出者29名にて成立）にもとづき、また、その後の執行委員会による若干の追加事項もふくめて（要求事項の⑧のみ）、以下のように、本年度の要求書を提出いたします。10月末日までの書面によるご回答を、よろしくお願いいたします。

〔要求書の提出に際しての私たちの基本的な立場と見解〕

（1）人事院のマイナス勧告にもかかわらず、2011年度の給与についてはこれに機械的には準じない結果となりました。これは常務委員会のみなさんが「財政状態が悪いわけではない」と繰り返し説明されてきた本学財政の実状にもとづく、適切な結論であったと考えます。

個々の教育機関における人事院勧告への「準拠」については、すでに次のような判決や命令が示されていることをあらためて確認したいと思います。

「人勧準拠方式によるところの正当性、合理性について補助参加人が疑問を抱いていたところ、その点について論拠を示したり必要な資料を提示したりして説得を務めた形跡はないこと・・・に照らすと原告の対応は誠実に交渉義務をつくしたものとはいえない」（奈良学園労働委員会命令取消事件・奈良地裁判決、平成5年4月25日）

「18年度の給与改定に係る団体交渉において、学院が基本給表の改定について、人事院勧告の行政職俸給表に準拠することの説明を十分に行わず、人事院勧告に準拠することが社会的な説明責任を果たしたことになる等と述べるにとどまったことは、誠実性を欠いた対応というべきであり、不誠実な団体交渉に当たるといわざるを得ない」（上智学院不当労働行為事件・東京都労働委員会命令、平成20年7月15日）

本学は、学生たちに日本国憲法やそれにもとづく労働法、はたらく女性の権利などを教える機関でもあり、学内にあって、これらの法の精神が軽視されるなどのことはあってはなりません。この点は2012年度の人事院勧告に対する本学の姿勢を考える上でも、基

本にすえられるべき事柄だと、私たちは考えています。

(2) 同時に、私たちは、いたずらに労使の対立を煽り、労働者の処遇改善のみを要求するものではありません。

当組合同規約第5条は、組合の目的を次のように定めています。「本組合は、組合員の自主的団結によって労働条件の維持改善と学院の民主化を図り、もって学院設立の精神に基づく教育の振興に寄与することを目的とする」。

また、私たちが公開しているホームページ (<http://www.ke-union.com/>) には、次のような文章を冒頭に明示しています。

「18歳人口の減少や大学間競争のあおりにより、大学を取り巻く社会環境は年々厳しくなっています。本学も例外ではありません。私たちは、こうした現状とこれを乗り越える道筋について、本学全構成員の理解の共有が求められていると考えます。

そのためには、経営を担当するみなさんと、私たち労働組合との話し合いが大切です。両者がしっかり話し合い、互いの立場や見解を理解しようとする姿勢をもつことが必要で、それが本学の健全な発展に不可欠だろうと考えています。

私たちは学院の発展なしに、私たちの職場や生活が成り立たないことを知っています。同時に、私たちは『はたらきがい』の実感できる経営のあり方が、教育と経営のいっそうの充実を支える土台になるとも考えています。」

以上は、いずれも当組合の取り組みの方向を定める根本の視点であると考えています。

(3) なお、2012年度の組合総会は、あらためて「『主として人事院勧告に準拠する』の改廃あるいは継続に関する方針を検討する」ことを決定し、関連して「私大教連（大私協）に、近隣大学の給与制度に関する情報の提供と報告の学習会をお願いする」ことを確認しています。この点、申し添えさせていただきます。

[要求事項]

以上の私たちの「基本的な姿勢と立場」をご理解いただいた上で、下記の要求事項について誠実なご回答を、よろしく願いいたします。

- ①本学院財政の現状と経営の展望について、全教職員に文書での説明を行うこと。
- ②人事院がマイナス勧告を行った場合、本学財政の現状を考慮してこれを実施しないこと。
- ③賞与を、5.65ヶ月に引き上げること。
- ④職員考課の公平性や適切性を高めること。
- ⑤今後の職員採用の方針と計画について、正規と非正規の比率、各種雇用形態のあり方などにもふれて、全教職員に文書での説明を行うこと。

- ⑥新任職員の採用にあたっては、正規雇用者の増員を最重視すること。
- ⑦学院経営の透明性を高め、大学改革の努力や労働実態などをより正確に反映するため、可能な限り学内理事を増員すること。
- ⑧教職員相談担当のカウンセラーを増員し、また学外の相談機関との契約を含む連携の強化をはかること。